



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年1月15日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区新丸子東一丁目835番5号 小杉町3丁目東地区市街地再開発準備組合 理事長 角川 榮喜
	指定開発行為の名称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目414番地ほか
	指定開発行為の目的	住宅団地及び商業・業務等施設の新設
	指定開発行為の内容	開発区域（計画地）面積：約10,610㎡ 建物高さ 約160m（最高建物高さ 約165m） 計画人口（計画戸数）：約1,560人（約520戸） 延べ面積 約76,000㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成27年7月 完了予定：平成30年12月
	環境影響評価の手続経過	平成24年 8月17日：条例環境影響評価方法書公告 平成25年 3月13日：条例環境影響評価準備書公告 平成25年 7月12日：条例見解書公告 平成25年10月 7日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年1月15日（水）から 平成26年2月13日（木）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156